

令和 3 年 3 月 4 日

小千谷市長 大塚 昇 一 様

小千谷市ガス事業のあり方検討委員会  
委員長 鯉江 康 正

答 申 書

令和 2 年 7 月 1 5 日付で諮問された「小千谷市ガス事業の望ましい経営のあり方」について、下記のとおり答申いたします。

記

小千谷市ガス事業は、早期に民営化することが望ましい。

## 検討の経緯

小千谷市では、平成20年度に「小千谷市ガス事業検討委員会」を設置し、ガス事業の今後のあり方について検討した結果、「ガス事業は公営として継続することが望ましい」との結論に至りました。その後、今日まで数回の料金改定（値上げ7回、値下げ1回）を行いながら、概ね順調に事業を運営してきました。

一方、ガスシステム改革により平成29年4月から都市ガスの小売全面自由化が始まるなど、ガス事業を取り巻く経営環境が大きく変化してきたことに伴い、小千谷市長から本委員会に対し、小千谷市、小千谷市民及び都市ガスのお客様にとって、小千谷市ガス事業は将来的にどのような経営が一番良いかを総合的に判断していただきたいとの諮問がありました。

これを受け、本委員会では「小千谷市ガス事業の概要」及び「ガス事業の現状」、「小千谷市ガス事業の現状と課題」並びに「小千谷市ガス事業の評価と今後の経営」についてオブザーバー及び事務局から説明を受けるとともに、専門的な立場、また消費者や市民としての立場から様々な視点で小千谷市ガス事業の評価を行い、上下水道及び工業用水道と関連する内容も含めて確認し、論点を整理したうえで、慎重な審議を実施いたしました。

その結果、本委員会では、以下の理由により「小千谷市ガス事業は、早期に民営化することが望ましい」との結論を得ました。

### （委員会開催経過）

第1回	令和2年	7月15日	諮問 小千谷市ガス事業の概要 ガス事業の現状
第2回	令和2年	9月28日	小千谷市ガス事業の現状と課題
第3回	令和2年	11月24日	小千谷市ガス事業の評価と今後の経営
第4回	令和3年	1月25日	論点整理と答申案について
第5回	令和3年	3月4日	答申

## 1. 早期に民営化することが望ましいとする理由

### (1) 安定供給及び保安面について

小千谷市ガス事業においては、行財政改革に伴う職員定数の削減や人事異動に対応するため、年間の保安研修実施計画を基に定期的な研修を行い、保安技術レベルの維持を図っている。また、特に災害時における対応については、通常の保安業務従事職員のみならず、他の職員も含めて対応しなければならないことから、事務職員に対しても必要に応じて研修を行っている。このような中で、保安の確保やガスの安定供給に関しては、ガス事業法上の規制と指導を受けていることもあり、民営事業者のそれと比較しても遜色ないレベルを維持している。しかしながら、今後のベテラン職員の退職に伴う技術力の低下が懸念されるところであり、高度の専門性を有する保安担当者や、事業経営に必要不可欠な国家資格であるガス主任技術者の将来的な不足も危惧される。

また、導管の耐震化対応について後れをとっている現状に加え、将来的に急増する経年管の更新への対応について見るに、今後は現在の小千谷市ガス事業の規模を大きく上回る規模の工事が必要となる。

そのような状況の中、職員の配置や育成において制約を受ける公営事業者では、将来にわたる都市ガスの安定供給や保安について不安が残ると言わざるを得ない。特に、人材の育成には長い年月を要することから、この状況を解消するためには早期に方策を講じる必要がある。

### (2) 営業及びサービス面について

小千谷市ガス事業の料金メニューの種類や料金収納方法などのサービス水準は、総じて県内事業者の平均程度と位置付けられるが、近年広がりを見せているスマートフォン等による決済サービスについて県内公営ガス事業者の中でもいち早く対応するなど、都市ガスのお客様に対する利便性の向上について評価できるところである。

そのような中、小千谷市における家庭用ガス料金は、平成20年度の検討時においては、新潟県内はもとより全国的にも安価であった。しかし、累積欠損金の発生や原料卸売事業者の新たな卸価格体系の導入などを背景として必要に応じた料金改定を行ってきた結果、標準的な使用量あたりのガス料金の水準は、新潟県内のガス事業者の中でも平均程度となり、価格の優位性はなくなっているのが現状である。

また、人口減少や生活様式の多様化によりガスの需要家件数が減少しつつある状況の下、電力・ガスの小売全面自由化がなされたことに伴い、これからのガス事業者は電気事業への参入や通信事業等の他業種との連携を

通して「総合エネルギー企業」を目指すことで、サービスの展開と収益の確保を図る方向にある。加えて、国の「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする」旨の方針を受け、都市ガスの燃料転換や供給業態の変革など、都市ガスを含むエネルギー事情は今後激動の時代を迎えることが想定される。他方、公営事業者は事業の展開において種々の法的規制を受けることから、このような潮流に乗ることが難しい。地域独占という中であって、積極的な営業活動なく経営が継続できた従来環境から、ガス事業者あるいは電気事業者などと競争を行う環境へと変化したことで、営業の機敏性に欠ける公営事業者では追随が困難になることが予想され、収益状況の悪化、ひいては料金単価の上昇やサービスの低下を招きかねないところである。

このような点から、早期の民営化により新たなサービスが展開され、さらなる利便性の向上が図られることが、都市ガスの利用者にとってもより望ましいと考える。

### (3) 経営面について

現在の小千谷市ガス事業は、平成20年度の小千谷市ガス事業検討委員会における見込みに比べ収益が下回っているものの、累積欠損は解消されている。また、今後10年の試算においても収益の確保が維持できる見込みであり、財政状況として健全な状態であると言える。一方、今後の需要家の減少や導管の耐震化、経年管の大量更新を控える中、採算を確保して着実にガスの安定供給を行っていくためには、現在の事業規模を大きく上回る規模の財源が必要となる。需要家の件数が約1万1千件と比較的小規模であり、公営事業者として大規模な事業拡大が見込めない現状では、大幅な経営の効率化・合理化を図ることも難しく、この将来的な設備投資により経営が圧迫されることが懸念される。

このような点から、一定程度の規模と経営体力を有する民営事業者において事業を継続し、今後必要となる大規模な設備投資にいち早く取り組んでいくことが、小千谷市において健全なガス事業を持続させるために有効な手法であると考えられる。

## 2. 附帯意見

本委員会では、以上のとおり「早期に民営化することが望ましい」との結論に至ったが、民営化するにあたっては、以下の意見も十分参考とするよう願う。

- (1) 小千谷市ガス事業を引き継ぐ事業者にあつては、保安の確保はもとより、可能な限り料金の安定化、多様なサービスの提供等に努めるとともに、小千谷市ガス公認工事店など既存の地域資源を有効に活用し、地域経済の活性化に配慮すること。
- (2) 小千谷市にあつては、ガス事業の民営化に伴う水道事業、下水道事業及び工業用水道事業への影響を最小限にとどめるよう努めること。特に、水道事業においては、より効率的な経営を行えるよう業務の運営方法を検討するとともに、拙速な料金改定を行わないよう努めること。
- (3) ガス事業のみならず、小千谷市自身の持続的発展にも貢献できるよう、市の進める一連の地域創生施策との連携が図れ、相互協力関係を構築できる事業者へガス事業を引き継ぐこと。

## 3. まとめ

小千谷市ガス事業は昭和34年に通商産業大臣の認可を受け、翌35年より1,650件に対しガスの供給を開始し、令和元年度末には10,417件にガスを供給している公営企業であり、その歩みとともに市民の生活水準の向上と地域経済の発展に寄与してきた。

しかし、ガス事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、保安対応、サービス水準、財政状態といった面において様々な問題を内包している状況にある。

60年の長きにわたり着実に健全な経営を推進してきた小千谷市ガス事業を本委員会は高く評価するものの、多くの市民に安定的にガスを供給するという公営企業としての役割は既に果たしたといえる。今後も環境の変化に迅速に対応し、質の高いサービスを提供していくためには、早期の民営化が望ましいと考える。

本委員会で精査及び審議して導き出された答申が、将来にわたって小千谷市・小千谷市民・都市ガスのお客様にとってメリットをもたらすよう、意義ある提言となることを強く期待するものである。